

基安化発 0606 第3号
令和 4年 6月 6日

公益社団法人日本作業環境測定協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

フィットテスト測定機器購入補助金の実施に係る周知について(協力要請)

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機関(IA RC)により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、令和2年4月の特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。)等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる金属アーク溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が順次義務付けられており、令和5年4月1日から呼吸用保護具の装着の定期的な確認(以下「フィットテスト」という。)の実施が義務付けられます。

また、本年公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第 91 号)において、作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置としてフィットテストの実施が令和6年4月1日から義務付けられることとなりました。

今般、これら改正省令の経過措置期間中において、中小企業からフィットテストの委託を受けることが見込まれる作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関が行うフィットテスト測定機器購入を支援し、もって、中小企業におけるフィットテスト実施体制を整備することを目的として、別添のとおり、フィットテスト測定機器購入に要する費用の一部を補助する「フィットテスト測定機器購入補助金」(補助事業者:公益社団法人全国労働衛生団体連合会)を実施いたします。

つきましては、中小企業等において呼吸用保護具を必要とする作業を行う際にはフィットテストが普及されますよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。